

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 5月16日

【会社名】 株式会社 学究社

【英訳名】 GAKKYUSHA CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役兼代表執行役社長 大久保 治 仁

【本店の所在の場所】 東京都国立市東一丁目4番地
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【電話番号】 (03)6300 - 5311(代表)

【事務連絡者氏名】 専務執行役兼管理本部長 平 井 芳 明

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木一丁目12番8号

【電話番号】 (03)6300 - 5311(代表)

【事務連絡者氏名】 専務執行役兼管理本部長 平 井 芳 明

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 (株式)
その他の者に対する割当 635,600,000円
(第1回新株予約権)
その他の者に対する割当 1,500,000円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 1,252,500,000円
(注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	400,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 上記普通株式(以下「本株式」といいます。)は、平成29年5月16日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。

2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	400,000株	635,600,000	317,800,000
一般募集			
計(総発行株式)	400,000株	635,600,000	317,800,000

(注) 1. 本株式の募集は第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、317,800,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,589	794.50	100株	平成29年6月2日		平成29年6月5日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、当社とケイエスケイ株式会社(以下「ケイエスケイ」といいます。)との間で、本株式に係る買取契約(以下「本株式買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとし、
4. 払込期日までにケイエスケイとの間で本株式買取契約を締結しない場合、ケイエスケイに対する第三者割当による新株発行は行われないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社学究社 管理本部	東京都渋谷区代々木一丁目12番8号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新宿西口支店	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

3 【株式の引受け】

該当事項なし

4 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	7,500個(本新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	1,500,000円
発行価格	本新株予約権1個当たり200円(本新株予約権の目的である株式1株当たり2.00円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年6月2日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社学究社 管理本部 東京都渋谷区代々木一丁目12番8号
払込期日	平成29年6月5日
割当日	平成29年6月5日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 新宿西口支店 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

(注) 1. 株式会社学究社第1回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)は、平成29年5月16日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に上記申込取扱場所に申込みをすることとし、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は750,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：当社は平成29年6月6日以降、当社取締役会の決議により行使価額を修正することができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は本新株予約権者に直ちに行使価額を修正する旨の通知(以下「行使価額修正通知」という。)をするものとし、行使価額修正通知が行われた日(以下「通知日」という。)の翌営業日以降、行使価額は、別記「(注)7：本新株予約権の行使請求の効力発生時期」に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)において、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額(以下「修正後行使価額」という。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。)に修正される。 3 行使価額の修正頻度：本欄第2項に基づき行使価額の修正を行う場合、別記「(注)7：本新株予約権の行使請求の効力発生時期」に記載の行使請求の効力が発生するたびに修正される。 4 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、当初1,112円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)である。 5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は750,000株(平成29年5月16日現在の発行済株式総数に対する割合は7.01%)、割当株式数は100株で確定している。 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(下限行使価額にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額)：835,500,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数の算定方法 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式750,000株とする(本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、100株とする。)。但し、本欄第2項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2 本新株予約権の目的である株式の数の調整 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> (2) 前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。 (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額</p> <p>(1) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初1,668円とする。但し、本欄第 2 項又は第 3 項に従い、修正又は調整される。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>(1) 当社は平成29年 6 月 6 日以降、当社取締役会の決議により行使価額を修正することができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は本新株予約権者に直ちに行使価額修正通知を行うものとし、通知日の翌営業日以降、行使価額は、修正日において、修正後行使価額に修正される。</p> <p>(2) 本項第(1)号に定める行使価額の修正において、算定基準日に本欄第 3 項で定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。</p> <p>(3) 本項第(1)号及び第(2)号による算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>(4) 本号 又は に該当する場合には当社は行使価額修正通知を行うことができない。</p> <p>金融商品取引法、関連諸法令及び諸規則並びに東京証券取引所の規則に基づく開示(以下「開示」という。)がなされた書類(有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書、これらの訂正報告書、プレスリリースを含むがこれらに限られない。)に記載されているものを除き、開示されている当社の直近の監査済連結財務諸表に係る事業年度の期末日以降、当社及びその企業集団(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 4 条第 1 項第 1 号に定める企業集団をいう。以下同じ。)の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に重大な影響をもたらす事態が発生している場合 当社に係る業務等に関する重要事実等(金融商品取引法第166条第 2 項所定の重要事実及び同法第167条第 2 項所定の事実をいう。以下同じ。)で公表(金融商品取引法施行令第30条に基づきなされる公表措置をいう。以下同じ。)がなされていないものがある場合</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p>
-----------------------	---

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。))の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))に関する当該調整前に本号又はによる行使価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の本項第(3)号に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本号において「取得価額等」という。))の下方修正その他類似に類する取得価額等の下方への変更(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。))が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。))における本項第(3)号に定める時価を下回る価額になる場合

()当該取得請求権付株式等に関し、本号による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

()当該取得請求権付株式等に関し、本号又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

本号乃至における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の発行に際して払込みがなされた額(本号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。))から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

	<p>本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{より当該期間内に交付された株式数}$ <p>この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を初めて適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされることとなる当社普通株式数を含む。)。本項第(2)号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(2)号及び第(4)号にかかわらず、本項第(2)号及び第(4)号に基づく調整後の行使価額を適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項第(2)号及び第(4)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。</p> <p>(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号 に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,252,500,000円</p> <p>上記金額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。そのため、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記発行価額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記発行価額の総額は減少する。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成29年6月6日から平成31年6月5日(但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄各項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新宿西口支店</p> <p>4 本新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1) 本新株予約権を行使する場合には、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)又は口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。)に対し行使請求に要する手続きを行い、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権の行使期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。 (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて本欄第3項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。 (3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。なお、別記「(注)1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由 (2)本新株予約権の商品性」に記載のとおり、当社は、大和証券株式会社(以下「大和証券」という。)との間で、本新株予約権の行使等について規定した覚書(以下「覚書」という。)を締結する予定である。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり200円にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画(以下「組織再編行為」という。)が当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり200円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、別記「(注)1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由 (2)本新株予約権の商品性」等に記載のとおり、本新株予約権に係る買取契約(以下「本新株予約権買取契約」という。)において、大和証券は、当社の取締役会の事前の承諾がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる。大和証券は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者をして、当社に対して当該譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、学齢人口の増加が続いている東京都内及び近郊エリアに、「ena」(集団授業)、「マイスクールena」(個別指導)を中心とする進学塾を展開し、生徒・保護者様のニーズに応えられる教育環境を築いてまいりました。また、各家庭において私立中学・高校への進学という投資効果に対する意識が高まる中、特に人気上昇している都立中高一貫校及び都立難関高校コースの充実を図り、東京都をドミナントエリアと定めた立地戦略に基づき、生徒・保護者様のニーズにきめ細かく応えることのできる学習指導に取り組んできた結果、都立中高一貫校の受験対策塾としての「ena」ブランドを確立してまいりました。

一方、当社グループが属する教育サービス業界におきましては、少子化による市場規模の縮小、顧客ニーズの多様化や高水準サービスへの期待の高まり等から、他社との生徒獲得競争は一段と厳しさを増しております。他方で、知識・技能の習得だけでなく、思考力・判断力・表現力を追求する新学習指導要領の実施や、教育資金の一括贈与に係る非課税措置の開始等もあり、当業界に対する社会の関心は、より一層大きなものとなっております。

このような状況を踏まえ、当社グループは、ドミナントエリアの拡大に加え、顧客の多様化・高度化したニーズに迅速かつ確にこたえ顧客層を広げるため、既存事業の強化や新規事業の展開につながる様々なパートナーシップの構築を検討しております。

その施策の一つとして、当社は、平成26年11月より株式会社市進ホールディングス(以下「市進HD」といいます。)と業務提携を行ってまいりましたが、この度、当社は、市進HDの普通株式1,606,400株(発行済株式数対比15.1%)を取得することを決定し、その取得資金として借り入れる短期借入金の返済のため、第三者割当による本株式の発行を決定いたしました。上記の市進HDの普通株式の取得は、かねてより当社代表執行役会長である河端真一氏が個人として保有しておりました市進HDの普通株式1,606,400株について、当社が今後も市進HDとのパートナーシップを維持しつつ、当社として市進HDとの提携関係によりコミットし、同社との提携関係に係る機動的な意思決定を行うことを可能とすることを目的として、当社から河端真一氏に対して打診したものであります。なお、今般の市進HDの普通株式の取得により当社は市進HDの主要株主となることを見込まれております。また、当該取得は金融商品取引法第167条第1項及び金融商品取引法施行令第31条に規定する買集め行為(平成28年8月31日現在の総議決権数104,834個に対する議決権所有割合15.3%)に該当します(当該取得の詳細については、後記「5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 市進HD株式取得に係る資金」を併せてご参照ください。)

市進グループは、その主要営業部門である株式会社市進が展開する学習塾「市進学院」が、千葉県での県立高校合格実績・公立中高一貫校の合格実績を強みとしており、また、教育を軸としながらも映像授業販売、日本語学校、高齢者専用賃貸住宅、デイサービス等、従来の「学習塾」以外の事業に参入していることから、同社との提携は、当社の事業展開エリア及び事業分野の拡大に寄与するものと考えております。今後も両社グループのノウハウを活用し、提携関係を維持することでさらなる企業価値の向上を目指してまいります。

さらに、当社は、上記のような事業環境において、既存事業の強化とさらなる事業領域の拡大を図るためには、引き続き良きパートナーとの提携関係を構築することが必要と考えております。また、当社は、事業領域の拡大施策の一環として、既存の校舎のリノベーションを行い、その一部フロアをenaの教室として使用し、その他のフロアを賃貸用マンションとして運用を委託する事業を進めております。

このため、将来の機動的な資本業務提携等に備えて事業投資資金をあらかじめ確保しつつ、上記の事業に係る費用のための借入金の返済資金の一部に充当するため、第三者割当による本新株予約権の発行を決定いたしました。

(2) 本新株予約権の商品性

本新株予約権による資金調達は、当社が大和証券に行使期間を2年間とする本新株予約権を割り当て、大和証券による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

本新株予約権の行使価額は、当社の過去の株価動向やボラティリティを考慮するとともに、将来の業績向上を期待し、当初1,668円といたしました。

但し、当社は平成29年6月6日以降、当社取締役会の決議により行使価額を修正することができます。行使価額の修正を決議した場合、当社は本新株予約権者に直ちに行使価額修正通知を行うものとし、通知日の翌営業日以降、行使価額は、修正日において、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げるもの)とします。)に修正されます。

但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。なお、以下に該当する場合には当社は行使価額修正通知を行うことができません。

開示がなされた書類(有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書、これらの訂正報告書、プレスリリースを含むがこれらに限られません。)に記載されているものを除き、開示されている当社の直近の監査済連結財務諸表に係る事業年度の期末日以降、当社及びその企業集団の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に重大な影響をもたらす事態が発生している場合

当社に係る業務等に関する重要事実等で公表がなされていないものがある場合

大和証券は、当社の取締役会の承認がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。

また、大和証券は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者をして、当社に対して当該譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。

なお、当社は、大和証券との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結するとともに、下記概要の覚書を締結する予定です。

覚書に基づく行使禁止について

当社は、取締役会決議により、大和証券に対し、未公表のインサイダー情報等がある場合等を除いて、いつでも本新株予約権の行使を禁止する旨の通知(以下「行使禁止通知」といいます。)を行うことができます。

行使禁止通知において、当社は大和証券に本新株予約権について権利行使を禁止する期間(以下「行使禁止期間」といいます。)を指定します。当社が行使禁止通知を行った場合、大和証券は、行使禁止期間において本新株予約権を行使することができません。

なお、いずれの行使禁止期間の開始日も、平成29年6月6日以降の日とします。

覚書に基づく取得請求について

平成30年6月6日(同日を含みます。)以降のいずれかの日を初日として、5連続取引日(但し、終値のない日は除きます。)に亘って、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合において、当該5連続取引日の最終日以降の取引日、又は平成31年5月6日(同日を含みます。)以降平成31年5月15日(同日を含み、かつ、同日必着とします。)までの期間内の取引日に、大和証券は、当社に対し、本新株予約権の取得を請求する旨の通知(以下「取得請求通知」といいます。)を行うことができます。

大和証券が取得請求通知を行った場合には、当社は、取得請求通知を受領した日から3週間以内に本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権の全部を取得しなければなりません。

2. 本資金調達(本株式と本新株予約権の発行)を選択した理由

当社は、本エクイティ・ファイナンスを実施するにあたり、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行いました。その結果、上記「(注)1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由 (2)本新株予約権の商品性」及び以下に記載した本新株予約権の特徴を勘案し、本株式と本新株予約権を組み合わせ、本株式の発行により市進HDの株式取得に係る短期借入金の返済に必要となる資金を早期かつ確実に調達しつつ、本新株予約権の発行により将来のM&A資金及び中長期的な事業領域の拡大施策の一環である賃貸用マンション運用に係る不動産開発費用を調達することが、既存株主の利益に十分配慮しながら資金調達を行いたいという当社のニーズを充足し得る、最良の資金調達方法であると判断いたしました。

《本資金調達の特徴》

発行時に一定の資金調達が可能

本株式の発行により、証券の発行時に一定程度の資金を調達することが可能となります。

最大希薄化が固定されていること

本新株予約権の目的となる株式の総数は750,000株で一定であり、最大増加株式数は固定されており、なお、750,000株は、発行決議日における発行済株式数対比7.01%となります。

行使価額の修正決議が可能

本新株予約権の行使価額は当初1,668円で固定されていますが、平成29年6月6日以降、当社取締役会の決議により、行使価額を修正することができます。

これによって行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合には資金調達額を増額できます。また、株価が行使価額を下回って推移している場合においても、資金ニーズが発生した場合に行使価額を修正することが可能です。

なお、行使価額を修正する決議を行った場合に、行使価額が当初行使価額を下回る価額に修正される可能性があります。行使価額の下限は1,112円と定められており、当社が行使価額の修正を決定した後に株価が急落した場合であっても、行使価額の下修正には歯止めが掛かる仕組みとなっています。

希薄化のコントロール

大和証券と当社との間で締結する予定の覚書により、当社は行使禁止期間を定めることができます。これにより当社は、希薄化のコントロールが可能となります。

株価上昇によるメリットが享受できること

行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には調達額が増大するメリットを享受できます。

流動性の向上

大和証券において、本新株予約権の権利行使により発行される株式が市場にて売却されることにより流動性の向上が期待できます。

資金調達の柔軟性

当社取締役会の決議により、本新株予約権の払込金額（発行価額）と同額の金銭を対価として、いつでも本新株予約権の全部を取得できます。これにより、将来、本新株予約権による資金調達の必要がなくなった場合や当社が別の資金調達方法が望ましいと判断した場合には、当社の裁量により切り替えを行うことができ、今後の資本政策の柔軟性が確保されております。

譲渡制限

大和証券は、当社の取締役会の事前の承諾がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。

なお、本資金調達には下記のデメリットが存在しますが、上記のとおり、当社にとって当該デメリットを上回る優位性が評価できるものと考えております。

《本資金調達のデメリット》

本資金調達においては本株式の発行が含まれるため、一定程度緩和されるものの、本資金調達の主要部分を占める本新株予約権の発行については、その発行時点では本新株予約権の発行価額の総額だけの資金調達となり、その後の権利行使の進捗により、資金調達・資本増強の目的を実現することになります。大和証券は権利行使を行う義務は負っておらず、市場環境等を考慮しながら権利行使を行うスキームとなっており、権利行使が完了するまでには一定の期間を要することが想定されます。また、株価が下限行使価額を下回って推移した場合、権利行使が行われないこととなります。

株価が下落した場合には、調達額が予定額を下回る可能性があります。

大和証券が権利行使請求により取得した株式を売却した場合には、株価下落の要因となりえます。

第三者割当形態となるため、資金調達を行うために不特定多数の新規投資家を幅広く勧誘することに限界があります。

なお、本資金調達を選択するにあたり、下記のとおり、他の資金調達方法と比較検討を行った結果、本資金調達のスキームが現時点において当社にとって最良の選択であると判断いたしました。

《他の資金調達方法との比較》

公募増資との比較

公募増資による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についてもその全部について即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。

株主割当増資との比較

株主割当増資では希薄化に対する懸念は払拭されるものの、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、資金調達の蓋然性確保の観点から不適当であると判断いたしました。

第三者割当型転換社債型新株予約権付社債（C B）との比較

第三者割当型C Bは、様々な商品設計が考えられますが、一般的には割当先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及びません。また、転換価額が固定のC Bでは、株価が転換価額より上昇しない限り、転換が進捗せず資本増強目的が達成できないことが懸念されます。一方、株価に連動して転換価額が修正されるC Bでは、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化が確定しないために株価に対して直接的な影響が懸念されません。

その他の商品性の第三者割当型新株予約権との比較

第三者割当型新株予約権は、様々な商品設計が考えられます。例えば、権利行使価額が固定の新株予約権では、株価が権利行使価額を上回らない限り、権利行使が進捗せず資金調達目的が達成できないことが懸念されます。加えて、株価上昇時には当社はその株価上昇メリットを享受できません。

ライツ・オフアリングとの比較

いわゆるライツ・オフアリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがあります。コミットメント型ライツ・オフアリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングでは、上記株主割当増資と同様に、既存投資家の参加率が不透明であることが、資金調達の蓋然性確保の観点から不適当であると判断いたしました。

借入・社債との比較

借入や社債による資金調達では、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれます。

3. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について大和証券との間で締結する予定の取決め内容
当社は、大和証券との間で、本新株予約権買取契約において、本「(注)1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由 (2)本新株予約権の商品性 覚書に基づく行使禁止について」及び同「覚書に基づく取得請求について」並びに後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 2 株券等の譲渡制限」に記載の内容以外に、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を大和証券に行わせません。また、大和証券及び譲渡先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う事を合意する予定です。
また、当社は、本新株予約権買取契約の締結日以降、平成29年12月1日までの間、本新株予約権が存する限り、大和証券の事前の書面による承諾なくして、当社の普通株式若しくはその他の株式、又は普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を行うことができません。
但し、以下の場合は、この限りではありません。
発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合。
ストックオプションプランに基づき、当社の株式を買取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使若しくは当社の普通株式に転換される若しくは転換できる証券の転換により普通株式を発行若しくは処分する場合。
本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。
本新株予約権と同時に本新株予約権以外の新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。
平成29年5月16日付の取締役会決議に基づきケイエスケイを割当先として第三者割当により普通株式を発行する場合。
合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当社の発行済株式総数の5%を上限として普通株式を発行又は処分する場合。
4. 当社の株券の売買について大和証券との間で締結する予定の取決めの内容
大和証券は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について大和証券と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。
6. その他投資者の保護を図るため必要な事項
大和証券は、当社の取締役会の事前の承諾がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできないこととなります。
7. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期
本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(2)号に定める口座に入金された日に発生します。
8. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。
9. 読み替えその他の措置
当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。
10. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等
本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,888,100,000	8,000,000	1,880,100,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本株式の発行価額の総額に本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に際して払込むべき金額(当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定しております。)の合計額を合算した金額です。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額が増加又は減少する結果、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料等)の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,880,100,000円のうち、本株式に係る調達金額632,900,000円につきましては、市進HDの普通株式1,606,400株の取得資金として借り入れる短期借入金の返済資金に、本新株予約権に係る調達金額1,247,200,000円につきましては、847,200,000円を前記「4. 新規発行新株予約権証券 (2)新株予約権の内容等(注) 1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由 (1)資金調達の主な目的」に記載の事業拡大のためのM & A資金に、400,000,000円を事業投資として実施した不動産開発費用のための借入金の返済資金の一部に、それぞれ充当する予定です。

具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

本株式に係る調達資金

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
市進HD株式取得に係る資金	632,900,000	平成29年6月

- (注) 1. 支出時期までの資金管理については、当社預金口座で適切に管理する予定であります。
2. 本株式の発行価額の総額から本株式に係る発行諸費用概算額2,700,000円を差し引いた金額を調達額としています。

本新株予約権に係る調達資金

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
() 事業拡大のためのM & A資金	847,200,000	平成29年9月～平成32年9月
() 賃貸用マンション運用に係る不動産開発費用	400,000,000	平成29年8月～平成31年8月

- (注) 1. 支出時期までの資金管理については、当社預金口座で適切に管理する予定であります。
2. 本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を加えた金額から、本新株予約権に係る発行諸費用概算額5,300,000円を差し引いた金額を調達額としています。
3. 本新株予約権の行使の有無は本新株予約権者の判断に依存するため、行使可能期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があります。その場合には、()に優先的に充当した上で、借入れ等の方法により対応する予定です。

市進HD株式取得に係る資金

当社は、平成29年5月16日付の取締役会において、市進HDの普通株式1,606,400株（発行済株式数対比15.1%、平成28年8月31日現在の総議決権数104,834個に対する議決権所有割合15.3%）を、東京証券取引所における立会外取引（ToSTNeT-1）により、平成29年5月16日の東京証券取引所における市進HDの普通株式の普通取引の終値を一株当たりの取得価格として、当社取締役会長である河端真一氏より平成29年5月22日付で取得することを決議いたしました。取得に要する資金は金融機関からの短期借入金にて賄い、本株式に係る調達資金632,900,000円を平成29年6月末までに当該借入金の返済資金に充当する予定です。なお、本株式に係る調達資金が当該借入金の金額に満たなかった場合、不足額は基本的に手元資金から充当し、また、本株式に係る調達資金が当該借入金の金額を超過した場合、超過額は下記（ ）の事業拡大のためのM&A資金に充当致します。

千葉県での県立高校合格実績・公立中高一貫校の合格実績を強みとしている市進HDと、都立中高一貫校の合格実績を強みとする当社はドミナントエリアが異なり、また、市進HDは当社が目指す学習塾以外の業態への参入を実現していることから、同社との提携関係は当社の事業展開エリア及び事業分野の拡大に寄与するものと考えられます。当社と市進HDは、平成26年11月より業務提携を実施しており、これまでに教室運営主体会社の引継ぎや人事交流、共同勉強会の実施等の成果が得られておりますが、今後もこの提携関係を維持・発展させることで、顧客満足度の向上を図り、企業価値の向上を目指してまいります。

（ ）事業拡大のためのM&A資金

当社は、顧客の多様化・高度化したニーズに迅速かつ的確に応え、顧客層の拡大やサービス強化を実現させるために、様々なパートナーシップの構築を積極的に推進してまいりました。今後も、学習塾事業におけるドミナントエリアの拡大や教育サービスの対象年齢の拡大といった、これまで確立している都立中高一貫校の受験対策塾としての「ena」ブランド価値を更に高めるようなM&A・資本業務提携等の施策を軸として、学習塾以外の新規事業分野への参入等、新規事業の展開に向けた施策も併せて推進してまいります。

これらのM&A・資本業務提携等に向けた投資資金として、本新株予約権に係る調達資金のうち847,200,000円を平成32年9月末までに充当する予定です。なお、現時点において具体的に計画されているM&Aや資本業務提携はありませんが、今後案件が具体的に決定された場合においては、適時適切に開示いたします。

(ii) 賃貸用マンション運用に係る不動産開発費用

当社は、事業領域の拡大施策の一環として、既存の校舎のリノベーションを行い、その一部フロアをenaの教室として使用し、その他のフロアを賃貸用マンションとして運用を委託する事業を進めております。本新株予約権に係る調達資金のうち400,000,000円は、当該不動産開発費用に充当するために平成29年5月及びそれ以降に予定している借入れのうち、平成29年8月から平成31年8月に支払時期が到来する借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。なお、かかる借入れの時点で、本新株予約権の行使により十分な調達ができている場合、借入れを行わず、かかる調達資金を直接不動産開発費用に充当する可能性もあります。

なお、上記（i）に関して残額が生じた場合（上記支出予定時期までにM&A・資本業務提携等が行われない場合を含みます。）は、原則として、引き続き新たなM&A・資本業務提携等の検討を続けた上で、上記支出予定時期以降においても、事業拡大のためのM&A資金に充当する考えであります。その場合には、適時適切に開示いたします。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成29年5月15日現在のものです。

a. 割当予定先の概要	名称	ケイエスケイケイ株式会社	
	本店の所在地	東京都新宿区揚場町2番19号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 河端 真一	
	資本金	1億円	
	事業の内容	不動産賃貸業等	
	主たる出資者及びその出資比率	河端 真一 100%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (平成29年3月31日現在)	0株
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成29年3月31日現在)	3,580,000株
	人事関係	当社代表執行役会長である河端真一氏が当該会社の代表取締役を兼務しております。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。		

a. 割当予定先の概要	名称	大和証券株式会社	
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第24期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月29日関東財務局長に提出 半期報告書 事業年度 第25期中 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日) 平成28年12月20日関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (平成29年3月31日現在)	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成29年3月31日現在)	19,600株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	当社の主幹事会社であります。		

c. 割当予定先の選定理由

本株式

ケイエスケイケイは、当社の代表執行役会長である河端真一氏が代表取締役を兼務する資産管理会社であり、平成29年5月16日現在、当社普通株式3,580,000株(持株比率33.45%)を所有する当社の大株主であります。河端真一氏は、当社の創業経営者であり、当社の中長期的な企業価値向上の観点からは、今後も同氏による中長期的な経営支援・事業支援が期待でき、同氏による経営への継続的な関与を維持することが望ましいと考えておりますため、ケイエスケイケイは割当予定先として適切であると判断しております。

本新株予約権

当社は、前記「第1 募集要項 4. 新規発行新株予約権証券 (2)新株予約権の内容等(注)2. 本資金調達(本株式と本新株予約権の発行)を選択した理由」に記載のとおり、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行ってまいりましたが、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達を行い、資金調達の蓋然性を確保したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、大和証券より本新株予約権の提案を受けたことから、同社を割当予定先として選定しました。

また、同社が、当社の主幹事証券会社として当社と良好な関係を構築してきたこと、国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社普通株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、前記「第1 募集要項 4. 新規発行新株予約権証券 (2)新株予約権の内容等(注)2. 本資金調達(本株式と本新株予約権の発行)を選択した理由」に記載の本新株予約権の特徴を備える商品に関する知識が豊富であること、本新株予約権を割り当てるにあたり十分な信用力を有すること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である大和証券による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

本株式の総数は400,000株です。当社は、本株式の全てをケイエスケイケイに割り当てます。

本新株予約権の目的である株式の総数は750,000株です(但し、別記「第1 募集要項 4. 新規発行新株予約権証券 (2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」の欄に記載のとおり、調整されることがあります。)。当社は、本新株予約権の全てを大和証券に割り当てます。

e. 株券等の保有方針

本株式

本株式について、ケイエスケイケイからは、原則として長期保有の方針である旨を口頭で確認しておりますが、当社とケイエスケイケイとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

なお、当社は、ケイエスケイケイが発行日より2年以内に本株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨及び当社が当該内容を東京証券取引所に報告し、当該内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

本新株予約権

大和証券は、当社の取締役会の事前の承諾がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。また、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を長期保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

本株式

当社は、ケイエスケイケイの直近の財務諸表により総資産額、純資産額等の状況を把握した上で、ケイエスケイケイ代表取締役の河端真一氏に対し資金の保有状況と今後の見込みにつきヒアリングを行い、同氏の預金通帳を確認するとともに、同氏から、払込期日に先立つ所定の期日までに同社による払込みのために一定の金額をケイエスケイケイに出資する旨の確約書を受領しております。その結果、当社は、ケイエスケイケイ及び同代表取締役の河端真一氏が保有する現預金の合計が払込みに必要な金額を上回っていること並びに同代表取締役の河端真一氏が払込期日までにケイエスケイケイに対して同社による払込みに必要な資金を出資することを確認しており、払込みの確実性につき問題はないものと判断しております。

本新株予約権

当社は、大和証券が平成28年12月20日付で関東財務局長宛に提出した半期報告書(第25期中)の平成28年9月30日における中間貸借対照表により、大和証券が本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

本株式

当社は、当社の代表執行役会長である河端真一氏から、ケイエスケイケイは同氏が代表取締役を兼務する同氏の資産管理会社であり、同氏が反社会的勢力とは無関係である旨聴取しております。また、当社は、同氏に、ケイエスケイケイが反社会的勢力と関係を有する取引先及び従業員を有していないことを、口頭で確認しております。さらに、当社は、日経テレコン及びインターネット検索サイトを利用し、ケイエスケイケイ及び同代表取締役の河端真一氏が反社会的勢力とは関係がないことを確認するとともに、株式会社トクチョー(東京都千代田区神田駿河台三丁目2番1号 代表取締役 荒川一枝)から、ケイエスケイケイ並びにその役員及び主要株主による反社会的勢力等との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しております。以上に基づき、ケイエスケイケイ並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

本新株予約権

大和証券は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

大和証券の親会社である株式会社大和証券グループ本社は東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、「反社会的勢力への対応の基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公表しております。当社はその文面を入手し、当該文面の内容を確認しております。さらに、警察等関係機関、法律関係者等と連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続き面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等を、大和証券との面談によるヒアリングにおいて確認しております。また、同社は、上場企業が発行会社となる株式の公募の引受や新株予約権等の第三者割当による引受の実例を多数有しております。

これらにより、当社は、大和証券は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

大和証券は、当社取締役会の事前の承諾がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。大和証券は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者をして、当社に対して当該譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。但し、大和証券は、当社の普通株式(本新株予約権の権利行使により取得したものを含みます。)を当社以外の第三者に譲渡することは妨げられません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本株式

本株式の払込金額は、本株式の発行に係る取締役会決議の前営業日(平成29年5月15日)における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値である1,589円としました。

取締役会決議の前営業日における終値を採用することとしたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)に準拠しているものと考え、ケイエスケイケイとも十分に協議の上、決定いたしました。

なお、本株式の払込金額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日(平成29年5月15日)までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である1,579円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。))に対して0.63%のプレミアム(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である1,602円に対して0.81%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である1,522円に対して4.40%のプレミアムとなる金額です。

なお、当社監査委員会から、本株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で取締役会決議の前営業日における終値を基準としてケイエスケイケイと交渉が行われていること、及び日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、ケイエスケイケイに特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

本新株予約権

本新株予約権の発行要項、本新株予約権買取契約及び覚書に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス」といいます。))が算定した結果を参考に、本新株予約権の1個の払込金額を、当該評価結果である本新株予約権の評価単価と同額である200円としました。

当社は、ブルータスの算定結果を参考にしつつ、また、別記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 . 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由 (2) 本新株予約権の商品性」に記載の事由を勘案の上、本新株予約権の払込金額が合理的であると判断しました。

当社監査委員会も、ブルータスは、当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、大和証券からも独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権の価格算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であること、その算定過程及び当該前提条件等に関してブルータスから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること等から、評価額は適正かつ妥当な価額と思われる、その評価額と同額を本新株予約権の払込金額としていることから、本新株予約権の払込金額は、大和証券に特に有利な金額ではなく適法であると判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本株式の数(400,000株)に本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数(最大750,000株)を合算した総株式数は1,150,000株(総議決権数11,500個)であり、平成29年3月31日現在の総議決権数106,974個(発行済株式数10,701,192株)に対して最大10.75%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしており、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、本資金調達において、本株式の数(400,000株)に本新株予約権の目的である当社普通株式の総数(750,000株)を合算した総株式数(1,150,000株)に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は41,238株であり、一定の流動性を有していること、ケイエスケイケイからは、原則として長期保有の方針である旨を口頭で確認しており、同社に割り当てる本株式400,000株については株式市場に売却される可能性が低いこと、

本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本資金調達は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合 (%)
ケイエスケイ株式会社	東京都新宿区揚場町2番19号	3,580,000	33.47	3,980,000	33.59
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	19,600	0.18	769,600	6.50
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	524,000	4.90	524,000	4.42
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE UKDP AIF CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	331,600	3.10	331,600	2.80
河端 真一	東京都渋谷区	320,340	2.99	320,340	2.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	276,700	2.59	276,700	2.34
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託B口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	225,900	2.11	225,900	1.91
吉田 知広	大阪府大阪市淀川区	128,300	1.20	128,300	1.08
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号	108,500	1.01	108,500	0.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	101,200	0.95	101,200	0.85
計		5,616,140	52.50	6,766,140	57.11

- (注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年3月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。
2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本株式に係る議決権数及び本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。
4. 大和証券の「割当後の所有株式数」は、大和証券が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。但し、前記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、大和証券は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を長期保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する予定です。
5. ケイエスケイの発行済株式総数の100%を河端真一氏が所有しております。
6. 平成29年3月31日現在における日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託B口)及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の信託業務の株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8 【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2 【統合財務情報】

該当事項なし

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、平成29年5月16日までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は平成29年5月16日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後、平成29年5月16日までの間において、平成28年7月5日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

1 提出理由

平成28年6月29日開催の当社第41回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 決議事項の内容

議案 取締役5名選任の件

取締役として、河端真一、池田清一、大久保治仁、澁谷耕一、永谷喜一郎を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
議案 取締役5名選任の件					
河端 真一	59,968	9,807	0	(注) 1	可決 85.91
池田 清一	69,492	283	0	(注) 1	可決 99.55
大久保治仁	67,736	2,039	0	(注) 1	可決 97.04
澁谷 耕一	57,020	12,755	0	(注) 1	可決 81.68
永谷喜一郎	69,475	300	0	(注) 1	可決 99.53

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 当該株主総会において議決権を行使することができる株主の有する議決権の数は、106,978個です。

3. 比率の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても、出席株主の議決権の数に算入しております。

3 最近の業績の概要

第42期連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)の業績の概要

平成29年5月12日に公表した第42期連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)の連結財務諸表は以下のとおりであります。

但し、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

なお、連結財務諸表の金額については千円単位とし、単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	834,732	588,381
売掛金	131,571	95,986
商品	57,565	56,049
貯蔵品	103	103
繰延税金資産	40,433	42,238
その他	168,959	237,855
貸倒引当金	2,985	3,264
流動資産合計	1,230,381	1,017,350
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,179,961	3,329,068
減価償却累計額	1,365,896	1,340,634
建物及び構築物（純額）	1,814,065	1,988,433
機械装置及び運搬具	41,601	61,717
減価償却累計額	30,609	47,691
機械装置及び運搬具（純額）	10,991	14,026
工具、器具及び備品	621,611	730,761
減価償却累計額	447,939	504,233
工具、器具及び備品（純額）	173,672	226,528
土地	642,924	642,915
建設仮勘定	-	9,846
有形固定資産合計	2,641,654	2,881,750
無形固定資産		
のれん	242,504	209,451
その他	92,562	70,385
無形固定資産合計	335,066	279,836
投資その他の資産		
長期貸付金	22,196	18,222
繰延税金資産	52,281	50,928
差入保証金	725,524	802,868
その他	170,362	158,401
貸倒引当金	60,131	48,155
投資その他の資産合計	910,233	982,265
固定資産合計	3,886,954	4,143,853
資産合計	5,117,335	5,161,203

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	24,638	17,092
1年内返済予定の長期借入金	216,679	159,996
未払金	447,557	485,606
未払法人税等	310,490	334,539
前受金	895,632	933,174
賞与引当金	28,720	36,635
その他	154,592	172,377
流動負債合計	2,078,310	2,139,421
固定負債		
長期借入金	200,015	40,019
退職給付に係る負債	178,791	190,158
繰延税金負債	1,735	1,968
その他	-	7,260
固定負債合計	380,541	239,406
負債合計	2,458,852	2,378,828
純資産の部		
株主資本		
資本金	806,680	806,680
資本剰余金	165,912	1,166
利益剰余金	1,675,576	2,010,656
自己株式	129	263
株主資本合計	2,648,039	2,818,239
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	25,732	35,864
その他の包括利益累計額合計	25,732	35,864
非支配株主持分	36,176	-
純資産合計	2,658,483	2,782,374
負債純資産合計	5,117,335	5,161,203

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	9,711,689	9,924,619
売上原価	6,494,844	6,519,834
売上総利益	3,216,845	3,404,784
販売費及び一般管理費	1,807,207	1,910,760
営業利益	1,409,638	1,494,024
営業外収益		
受取利息	684	516
受取配当金	4	3
受取補償金	-	5,555
貸倒引当金戻入額	11,179	9,458
その他	23,204	14,107
営業外収益合計	35,072	29,640
営業外費用		
支払利息	5,463	3,463
為替差損	8,212	6,810
賃貸借契約解約損	8,320	-
その他	4,326	628
営業外費用合計	26,322	10,901
経常利益	1,418,388	1,512,763
特別損失		
減損損失	89,999	70,101
固定資産売却損	21,358	-
固定資産除却損	9,741	9,151
本社移転費用	-	8,418
特別損失合計	121,099	87,671
税金等調整前当期純利益	1,297,289	1,425,091
法人税、住民税及び事業税	465,597	449,027
法人税等調整額	871	159
法人税等合計	464,725	448,868
当期純利益	832,563	976,223
非支配株主に帰属する当期純利益	288	922
親会社株主に帰属する当期純利益	832,274	977,145

連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益	832,563	976,223
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	4,174	10,132
その他の包括利益合計	4,174	10,132
包括利益	836,738	966,090
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	836,449	967,013
非支配株主に係る包括利益	288	922

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益 累計額合計		
当期首残高	806,680	1,243,664	1,785,089	1,323,893	2,511,540	29,907	29,907	37,115	2,518,748
会計方針の変更による累積的影響額		77,752	82,835		160,587				160,587
会計方針の変更を反映した当期首残高	806,680	1,165,912	1,702,254	1,323,893	2,350,953	29,907	29,907	37,115	2,358,161
当期変動額									
剰余金の配当			535,059		535,059				535,059
親会社株主に帰属する当期純利益			832,274		832,274				832,274
自己株式の取得				129	129				129
自己株式の消却		1,000,000	323,893	1,323,893	-				-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					-				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						4,174	4,174	938	3,236
当期変動額合計	-	1,000,000	26,678	1,323,764	297,086	4,174	4,174	938	300,322
当期末残高	806,680	165,912	1,675,576	129	2,648,039	25,732	25,732	36,176	2,658,483

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益 累計額合計		
当期首残高	806,680	165,912	1,675,576	129	2,648,039	25,732	25,732	36,176	2,658,483
会計方針の変更による累積的影響額					-				-
会計方針の変更を反映した当期首残高	806,680	165,912	1,675,576	129	2,648,039	25,732	25,732	36,176	2,658,483
当期変動額									
剰余金の配当			642,065		642,065				642,065
親会社株主に帰属する当期純利益			977,145		977,145				977,145
自己株式の取得				134	134				134
自己株式の消却					-				-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		164,745			164,745				164,745
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						10,132	10,132	36,176	46,308
当期変動額合計	-	164,745	335,079	134	170,199	10,132	10,132	36,176	123,891
当期末残高	806,680	1,166	2,010,656	263	2,818,239	35,864	35,864	-	2,782,374

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,297,289	1,425,091
減価償却費	254,892	269,705
減損損失	89,999	70,101
のれん償却額	33,053	33,053
賞与引当金の増減額(は減少)	1,546	7,915
貸倒引当金の増減額(は減少)	15,282	11,697
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	4,189	11,367
受取利息及び受取配当金	688	519
支払利息	5,463	3,463
固定資産売却損	21,358	-
固定資産除却損	9,741	9,151
売上債権の増減額(は増加)	28,426	34,251
たな卸資産の増減額(は増加)	3,146	1,384
仕入債務の増減額(は減少)	2,857	7,545
前受金の増減額(は減少)	30,263	37,593
前払費用の増減額(は増加)	5,467	13,563
未払消費税等の増減額(は減少)	133,509	4,695
その他	156,436	81,757
小計	1,716,895	1,956,206
利息及び配当金の受取額	562	454
利息の支払額	5,358	3,314
賃貸借契約解約に伴う支払額	8,320	-
補償金の受取額	-	5,555
法人税等の支払額	420,651	480,529
法人税等の還付額	25,803	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,308,930	1,478,372
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	386,700	555,096
有形固定資産の除却による支出	40,166	12,561
無形固定資産の取得による支出	24,210	-
長期貸付金の回収による収入	7,163	3,891
差入保証金の差入による支出	42,150	133,798
差入保証金の回収による収入	92,289	29,070
その他	2,065	7,260
投資活動によるキャッシュ・フロー	395,840	661,235
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	219,992	216,679
自己株式の取得による支出	129	134
配当金の支払額	531,909	640,469
非支配株主への配当金の支払額	1,227	-
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	200,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	753,257	1,057,282
現金及び現金同等物に係る換算差額	583	6,205
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	160,415	246,350
現金及び現金同等物の期首残高	674,317	834,732
現金及び現金同等物の期末残高	834,732	588,381

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(セグメント情報)

当社グループの報告セグメントは教育事業のみであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
1株当たり純資産額 245円05銭	1株当たり純資産額 260円01銭
1株当たり当期純利益 77円77銭	1株当たり当期純利益 91円31銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成28年3月31日)	当連結会計年度末 (平成29年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,658,483	2,782,374
普通株式に係る純資産額(千円)	2,622,307	2,782,374
差額の主な内訳(千円)		
非支配株主持分	36,176	-
普通株式の発行済株式数(株)	10,701,192	10,701,192
普通株式の自己株式数(株)	104	199
1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数(株)	10,701,088	10,700,993

2 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	832,274	977,145
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	832,274	977,145
普通株式の期中平均株式数(株)	10,701,146	10,701,063

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第41期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第42期第3四半期)	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	平成29年2月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部 【特別情報】

該当事項なし

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月29日

株式会社学究社
取締役会 御中

海南監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 溝口俊一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 畑中数正 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社学究社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社学究社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社学究社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社学究社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 6月29日

株式会社学究社
取締役会 御中

海南監査法人

指定社員	公認会計士	溝口俊一	印
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	畑中数正	印
業務執行社員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社学究社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社学究社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 2月 9日

株式会社学究社
取締役会 御中

海南監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 勝 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 畑 中 数 正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社学究社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社学究社及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。